

背景・法律案の概要

- ✓ ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化により国際的なエネルギー情勢が変化する一方、国内ではDXやGXの進展による電力需要の増加が見込まれている。
- ✓ こうした中で、電力の安定供給を確保しエネルギー安全保障を推進するべく、大規模な地域内・地域間送電線の整備の促進や大規模電源の整備の促進等による供給力の確保、電気事業の安定的・持続的発展のための環境整備、太陽電池発電設備等の安全性の向上等に関する措置を講じる。

1. 大規模送電線・大規模電源の整備の促進等

（１）大規模送電線（地域内送電線・地域間送電線）の整備の促進等

- ① 経済産業大臣が一般送配電事業者等の地域内送電線等の整備計画を認定し、電力広域的運営推進機関（電力広域機関）※が整備等に必要な資金の貸付けを行う（財政投融資等を活用）。
※電気事業の広域的運営の推進のため、電気の需給状況の監視や供給力の確保の促進等を行う認可法人
- ② 電力広域機関が行っている一般送配電事業者等に対する地域間送電線等の認定計画に基づく整備等に必要な資金の貸付けの原資を拡充する（財政投融資等を活用）。
- ③ 広域での電力取引によって生じる資金（値差収益※）を国庫納付することとし、電力広域機関への補助を通じた地域間・地域内送電線の整備等に活用する。
※卸電力取引所において電気を北海道・東京などの供給エリアを越えて売買するときに発生する差額

（２）大規模電源の整備の促進等

- ① 経済産業大臣が大規模発電事業者の大規模電源の整備計画を認定し、電力広域機関が整備等に必要な資金の貸付けを行う（財政投融資等を活用）。
- ② 大規模発電事業者が大規模電源を休廃止する際に、一般送配電事業者等と事前に協議を行うことを定める。

2. 電気事業の安定的・持続的な発展のための環境整備

（１）小売電気事業の事業環境整備

- ・ 小売電気事業の適正化のため、小売電気事業者の登録取消事由に一定期間の休止等を追加する。

（２）電力取引の促進

- ・ 現行の翌日市場（翌日の電力の取引を行う市場）に加えて、今後、安定供給の確保の観点で重要となる中長期市場（翌々日以降の将来の電力の取引を行う市場）や需給調整市場（需給バランスを一致させるために必要な電力（調整力）の取引を行う市場）を開設する各卸電力取引所を経済産業大臣が指定・監督できるものとし、市場運営の健全性を確保することによって、電力の卸取引の活性化を図る。

3. 太陽電池発電設備等の安全性の向上

- ① 太陽電池発電設備の設計不備による事故を防止するため、その支持物等について第三者機関（登録適合性確認機関）による工事前の技術基準への適合性確認の対象とすることで、強度等の構造の安全性を高める。
- ② 製品・施工不良等、設置者のみでは原因究明・再発防止等が困難な場合に、製造・輸入販売事業者、工事業者に必要な協力を求める措置を設ける。